



奨励金・支援金・補助金概要



◆ 路線バス・タクシー運転者就職奨励金	P 1
◆ 路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金	P 2
◆ 路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金	P 3
◆ 移住支援金	P 4
◆ 移住奨励金	P 5
◆ 県外から鹿児島市へ移住された方へのご案内	P 6

路線バス・タクシー運転者就職奨励金

① 対象者

(注) 以下の要件をすべて満たす方

- ・本市域内を営業区域として運行している事業者に、本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として採用されていること。(雇用された日から遡って6か月以内に市内の路線バス又は、タクシー事業者から転職した者を除く。)
- ・令和7年3月1日から令和8年2月28日の期間に採用され、1年間継続して雇用される見込みがあること。

② 交付額

- ・路線バス運転者…30万円
- ・タクシー 運転者…15万円

③ 受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

【市HP】



【問い合わせ先】

交通政策課 099-216-1113

路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金

交通事業者に対し、二種免許取得経費の一部について支援します。



① 補助対象事業者

- ・本市域内を営業区域として運行している路線バス又はタクシーの事業者

② 補助対象経費

- ・本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として令和7年3月1日から令和8年2月28日までの期間に採用された者が第二種免許取得に要した経費のうち、補助対象事業者が負担した額。(令和7年3月1日以降に補助対象従業員が第二種免許を取得し、令和8年2月28日までに第二種免許取得に要した経費の支払いを完了したもの)

③ 補助額

- ・補助対象経費の4分の1以内の額
- ・上限額は、路線バス事業者は1人につき**10万円**、タクシー事業者は1人につき**5万円**



④ 受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

【市HP】



【問い合わせ先】

交通政策課 099-216-1113

路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金

県外に在住していた方が、本市に転入し、路線バス又はタクシーの事業者に運転者として採用された場合に、就職奨励金を交付します。

【採用時対象者】

- ① 県外に1年以上居住し、本市に転入後、90日以内に本市域内を営業区域として運行している路線バス事業者（公営企業は除く）又はタクシー事業者に、本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として採用されていること
- ② 1年間継続して雇用される見込みがあること

採用時

10万円



【採用1年後対象者】

- ① 採用時の奨励金の交付を受けた者であること
- ② 上記①の方で採用時と同じ事業者に雇用され1年が経過し、本市域内において路線バス又はタクシーの乗務をしていること

採用1年後

10万円



【市HP】



【問い合わせ先】

交通政策課 099-216-1113

【参考】移住支援金

東京23区内に在住していた方または東京圏から23区内に通勤していた方が、鹿児島市に転入し、中小企業に就業、起業またはテレワークを行っている場合に、移住支援金を支給します。

【対象者】

- ・移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していた方または東京圏から23区内に通勤していた方
- ※就業、企業に関する要件が別途ありますので詳しくは市HPでご確認ください。

【支給額】

- ・単身者の場合：**60万円**
- ・2人以上の世帯の場合：**100万円**
(18歳未満の世帯員を帯同して転入する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算)

【市HP】



鹿児島市
移住支援金

東京圏から鹿児島市へ移住された方へ
「移住支援金」を支給します！

単身者は**60万円**
2人以上の世帯は**100万円**
+18歳未満の子ども1人につき**最大100万円**

主な要件

移住前の要件：転入の直前10年間の内、通算5年以上かつ転入直前に連続して1年以上 **東京23区に在住していた方**、
又は **東京圏在住で23区へ通勤していた方**

移住後の要件：鹿児島市移住支援金の支給要件に基づき、
就業・起業された方

お問い合わせ先
鹿児島市役所 雇用推進課
(鹿児島市山下町11-1 みなと大通り別館5階)
TEL: 099-216-1325 FAX: 099-216-1303
MAIL: koyosuishin@city.kagoshima.lg.jp

要件等の詳細はこちら！

【参考】移住奨励金



鹿児島県外から本市へ移住される方に対して、定額で奨励金を交付します。

※移住支援金(P4)との併給はできません。

【対象者】 以下の要件を全て満たす方

- ①本市が発行する「かごしま市IJU倶楽部」会員証を有すること。
- ②本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上鹿児島県外に在住していること。
- ③本市に定住する意思を有すること。
- ④町内会活動や地域コミュニティ活動に参加する意思を有すること。
- ⑤本市が実施する移住に関するアンケート調査等に協力する意思を有すること。
- ⑥本市に在住したことがある方については、納期の到来している本市の市税を完納していること。
- ⑦暴力団等の反社会的勢力に属していないこと又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有しないこと。
- ⑧生活保護法による保護を受けていないこと(保護を停止されている場合を含む。)
- ⑨奨励金の交付申請に係る当該移住について、鹿児島市移住支援金を受けたことがない又は受ける予定がないこと。

1世帯あたり

10万円

+

18歳未満の子1人につき

5万円

【HP】



【問い合わせ先】

移住相談室(ふるさと納税・シティプロモーション戦略課内) 099-803-3074

県外から鹿児島市に移住された方へのご案内

奨励金 + 支援金 活用例



県外から鹿児島市に移住された方へのご案内

路線バス・タクシーの県外運転者移住就職奨励金

路線バス・タクシーの運転者不足に対応するため、
県外からの移住者に対し就職奨励金を交付します。

採用時	採用1年後	最大
10万円	10万円	20万円

- ① 県外に1年以上居住し、本市に令和6年4月以降に転入後、90日以内に本市域内を営業区域として運行している路線バス事業者（公営企業は除く）又はタクシー事業者に、本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として採用されていること。
- ② 1年間継続して雇用される見込みがあること。

※就職奨励金の交付は、採用時・採用1年後のいずれも1回限り（最大20万円）
※申請書等詳しくは鹿児島市ホームページをご確認ください。



東京圏からの移住者：移住支援金

移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していた方又は東京圏から23区内に通勤していた方が、本市に転入し、中小企業等に就業、起業又はテレワークを行っている場合に、移住支援金を支給します。

単身者 60万円	18歳未満の子 ども1人につき
2人以上の世帯 100万円	最大100万円

※申請時に受付を行い、予算が無くなった時点で受付を終了

鹿児島市雇用推進課
TEL.099-216-1325



県外からの移住者：移住奨励金

移住相談や「かごしま市IU倶楽部」会員登録の交付等を経て、県外から本市へ移住される方に対して、奨励金を交付します。

基準額	加算額
1世帯 10万円	18歳未満の子 1人につき 5万円

※申請時に受付を行い、予算が無くなった時点で受付を終了

鹿児島市移住相談室
(地方創生推進室内)
TEL.099-803-3074



※移住支援金と移住奨励金の併給はできません。
※交付要件など詳細は鹿児島市ホームページをご確認ください。

お問合わせ

鹿児島市役所 交通政策課
鹿児島市山下町11-1 本館3階
TEL.099-216-1113 FAX.099-216-1108



鹿児島市の路線バス・タクシー運転者の魅力を発信しています。ぜひご覧ください。
鹿児島県交通政策課



KAGOSHIMA CITY BUS AND TAXI

鹿児島市で路線バス・タクシーの
運転者になりませんか？



DRIVERS' GUIDE

